

建設経済常任委員会

平成22年6月22日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成22年6月22日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

《付託陳情》

陳情第 9 号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情

陳情第10号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情

出席委員（7名）

委員長	滑川公英
委員	高橋利彦
委員	嶋田哲純
委員	宮澤芳雄

副委員長	平野忠作
委員	日下昭治
委員	伊藤保

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林一哉
----	-----

議員	飯嶋正利
----	------

説明のため出席した者（23名）

副市長	増田雅男
農水産課長	堀江隆夫
都市整備課長	伊藤恒男
水道課長	小長谷博
農業委員会事務局長	伊藤浩

商工観光課長	横山秀喜
建設課長	北村豪輔
下水道課長	佐藤邦雄
国民宿舎支配人 その他担当職員	増田富雄 14名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次長 向 後 嘉 弘

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

定刻ですので、これより開催いたします。

ここで、委員会を開会する前に当たり、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 7 名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、飯嶋正利議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 1 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 分 1 分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方には大変ご苦勞さまでございます。

本会議におきまして本委員会に付託いたしました一般会計予算は、1 議案でございます。それと陳情 2 件について審査をしていただくことになっております。どうか慎重なるご審議をお願いいたしまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算のうちの所管事項の1議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しまして簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますよう、よろしくお願いいたしまして、あいさついたします。ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、議案第1号、旭市一般会計補正予算のうち商工観光課の所管事項について、補足して説明いたします。

歳入のほうになります。7ページをお開きください。

ページの中ほどの4目1節労働諸費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金375万2,000円の内容ですが、この事業は、国の交付金を基に県に造成した基金を活用して、地方公共団体が、民間企業、シルバー人材センター等への事業委託や市が直接雇用するなどして、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用創出を図るものであります。今回、1事

業の追加と当初予算で計上済みの事業を合わせますと11事業となり、総事業費は7,312万5,000円、新規雇用者数は50人となります。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 続きまして、議案第1号につきまして、農水産課所管の事項につきまして、歳出の部分につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

9ページの歳出のほうにつきまして説明をさせていただきます。

6款1項3目農業振興費でございます。説明欄1の緊急雇用創出きめ細やかな農水産業の振興事業につきまして説明をさせていただきます。

本事業につきましては、今、歳入で商工観光課長のほうからご説明がありましたように、国庫補助事業であります緊急雇用創出事業、これを活用しまして、適切な人材の確保を行い、現在、農水産課職員29名います。これでは対応できないきめ細かい農業振興を図るため、人材を急遽雇用させていただくものでございます。

今年8月から2名の雇用を確保しまして、具体的には、現在、市営の萬歳地区農産物加工センター、ここに設置してあります米粉の製粉機、この稼働率を上げるべく、今回雇用を予定させていただきたい。現在は、米粉の機械を使用する方自らが機械を動かしながら最後に清掃を行うというような、そういう体制でございます。1時間に10キロ程度製粉できるわけですが、逆に清掃の時間にまた1時間以上時間を費やす。そういうふうなことで、なかなか多くの時間が、使用する方は必要。そんな中で、今回、この雇用を確保しまして、週の中で曜日を決めまして、雇用した方が作業を担当しまして、使用者の利便性の向上を図りながら、設置した機械の稼働率を向上させ、米粉のさらなる普及を図りたい、そういうふうに考えております。

もう一つは、農水産課で管理しております市民農園、あるいは農村公園、みなと公園、こういう所の定期的な安全管理の徹底での人材確保、あるいは都市への積極的な旭市農水産業のPRへの人材確保、あるいは市内農道・水路等の定期的な安全確保のための見回りに伴う人材確保等いろんな形で、現状ではなかなかできない農業振興のきめ細やかな対応部分につきまして今回補正予算を計上させていただくものでございます。

内容的には、需用費に12万2,000円、通信運搬費に1万2,000円、委託料356万2,000円、これはシルバー人材センターに委託をしまして、2名の人材を8月から3月まで雇用するもの

でございます。あと、使用料としまして5万6,000円、これは有料道の使用料等でございます。

なお、本雇用につきましては、国から100%支援いただきまして実施するものでありまして、来年度も継続して支援いただける、そういう予定でございます。

もう一点、9ページの下の説明欄のほうに、2、耕畜連携緊急稲わら確保対策事業につきまして説明をさせていただきます。

本事業につきましては、ご承知のように、現在宮崎県で発生しています口蹄疫対策の一環としまして、畜産農家の稲わら確保、あるいは化学肥料の高騰対策としまして、農地、特に水田への家畜堆肥の投入を進めるために、水田での稲わら収集の促進と家畜堆肥の農地への投入を進めるものであります。稲作農家へ稲わら収集及び堆肥投入の啓蒙資料の配布、あるいは意向調査等を実施したい、緊急的に行いたいということでございます。これら意向調査等をしまして、データに基づく稲作農家、あるいは畜産農家、さらには、作業を請け負いますコントラクターとのマッチング会議を行いまして、堆肥投入等、あるいは稲わら収集等を進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上で農水産課関係の補正予算の計上につきまして説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 9ページの委託料ですが、これは356万2,000円とってありまして、米粉の稼働率向上ということですが、今、月にどのくらいこの米粉にしているんですかね。

それから、この米粉の需要ですか、需要というのは、例えばパンを作るとか、どういうものをこの米粉で作っているのか、その辺、分かりましたらお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 米粉の製粉機の稼働ですけれども、21年度の使用ということで、年ということでちょっと説明させていただきます。

21年度につきましては、この米粉の機械、20年度の実は国の補助事業で2分の1補助で、市が購入しまして設置をしてございます。21年度の使用実績としまして、使っている方は128名、粉にしますと3,280キロ、お米的には、粉にしますと少し量が減りますので、約60俵程度を粉にしたということで実績が上がっております。

それと、現在、市内での米粉の普及の関係でございますけれども、市内の奥さん方を中心

にしまして、米粉のケーキ等を作って盛んに米粉のPR等を行っております。あるいはうどんにして学校給食に昨年提供したということでもあります。実は米粉が小麦粉に比べまして非常にちょっと高いということで、現在、地域のいろんなお菓子屋さん等連携しながら、実は今年、国が米粉につきましても10アール当たり8万円支援があるということでもあります。できれば授受者と契約して、この8万円を使えると小麦粉に近い米粉の値段設定ができるかな、そんなことでさらなる普及に励んでいきたい、そういうふうに考えています。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 去年の実績が60俵ですか。それで今年、人件費だけ350万円ですか。そうすると1俵当たり7万円ですか。かなり高いですね。

それから、その中で、つくば市の研究所で、米粉を使ってパンを作るいい技術ができたという話ですね。パンくらい膨らむとか何とか、それでパンと同様という話なんです、その話は聞いていますか。分かればお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件ですが、正式には私どもでは聞いておりませんが、先日、NHKでしたっけ、そのテレビでちょっと私は見まして、ああ、この技術が完全に普及すれば、いわゆる一般のパン並みに、ふっくらとですか、できていいなとはちょっと見ておりました。

以上です。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ちょっとすみません、私の説明が悪かったもので、実は毎日というよりも、週の中で曜日を決めまして、例えば火曜日の午前中は作業をする方がここにいますと、例えば米を持ってきていただくと夕方には粉にしてありますよみたいな、ちょっとそんなイメージで、毎日ということじゃなくて週の中に1日程度、そんなことで予定をさせていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑ありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、お伺いします。

歳入のほうのページ数7、労働費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金、先ほど課長が、50名くらいのあれと言っていました。どのくらいの事業で、どのように配置と

どうか、簡単にご説明のほうをお願いします。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 先ほど、この1事業の追加で11事業と申し上げました。10事業につきましては当初予算のほうに計上されていまして、どういう事業かを紹介しますと、10事業をちょっと読み上げます。公有財産適正管理事業、滞納整理推進事業、固定資産台帳整備事業、まちかどギャラリー管理人設置事業、道路維持管理事業、公園維持管理事業、小学校英語教育教員補助員配置事業、小学校基礎学力支援員配置事業、中学校基礎学力支援員配置事業、中学校維持管理事業、今回のきめ細やかな農水産業の振興事業ということで、合わせて11事業ということになります。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） ほかにはございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） はい、ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（滑川公英） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

- 都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から３点ご報告をさせていただきます。

初めに、都市マスタープランでございます。お手元に都市マスタープランを３種類お配りしてございます。一番厚いものが本編でございます。それから、その次が概要版でございます。一番最後が、薄いものがありますけれども、こちらが市民に全戸配布用のリーフレットでございます。

このマスタープランにつきましては、市の総合計画を受けまして土地利用の基本方針を定めるということを都市計画法第18条の２の規定に基づいて行っていくものでありまして、今後、計画的にまちづくりを進めるための総合的な指針になるものでございます。これまで平成19年度から３か年計画で検討を進めてきたものでありまして、この間、学識経験者や市民の代表を交えた策定委員会をはじめ、住民説明会等を開催する中で、最終的には市の都市計画審議会、これは諮問機関でございますが、そちらへ諮問をいたしましてご了解をいただいたところでございます。今般、成果品ができ上がりましたので、７月中には、先ほど申し上げたリーフレットを市民に全戸配布いたしますので、その前にあらかじめ所管の常任委員会におきまして事前のご説明をしたいということで、きょう、本日申し上げているものでございます。なお、７月１日号の広報紙にもその概要を掲載することとしております。

それでは、本編につきましてご説明をさせていただきます。若干時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の説明につきましては、マスタープランの構成をもって要点を説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、１ページをお願いいたします。序章でありまして、上段が都市計画マスタープランの定義、それから中段は位置づけを示しておりまして、下段は、それらをまとめたフロー図でございます。位置づけは、先ほど申しましたが、市の総合計画と県の都市計画区域マスタープランに即して定めることになっております。

続いて、2ページをお願いします。ここでは、都市マスタープランの構成と目標年次を示しております。構成は、大きく全体構想と地域別構想により構成をされておりまして、詳しくは下の表のとおりでございます。なお、目標年次は、おおむね20年後の平成38年と設定しているものでございます。

続きまして、3ページから8ページまでは、都市の現況をまとめたものでありまして、人口や産業、並びに市街化の動向や土地利用の現況等について記述をしているものでありまして、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページから15ページまでは、現況を踏まえた都市づくりの課題を整理したものでございます。

9ページでは、大きく分けまして3点ほど課題として取り上げておりまして、新たな都市の形成と一体性のある都市づくりが、まず9ページになります。

それから、1枚めくっていただきまして11ページであります。2点目として、人口減少・少子高齢化の成熟社会に対応した都市づくりを上げております。

それから、12ページになりますが、地域資源の活用から新たな魅力を創出する都市づくり、これらを課題として取り上げているものであります。詳細につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、15ページであります。この表、A3の表になります。この表は、ただいまご説明をいたしました課題を図でもって示しているものでございます。A3の表でございます。課題を図をもって整理しているものであります。

続いて、17ページをお願いいたします。17ページから40ページまでが全体構想であります。

17ページは、都市の将来像と都市づくりの目標でありまして、(1)の将来都市像は、総合計画で定める「ひとが輝き 海とみどりがつくる 健康都市“旭”」の将来都市像を目指すものでありまして、その実現に向けまして、都市計画の視点から総合的かつ具体的な都市づくりの方針を定めていこうというものでございます。

それから、(2)の都市づくりの目標としましては、基本構想におけるリーディングプランの3つの柱であります「医療・福祉の郷」、「食の郷」、「交流の郷」、これらに即して目標を設定しているものであります。

細かいところになりますが、1点目は、市民が生き生きと健康に暮らすことができる都市づくり、次に、豊かな食文化を育む、農業、水産業などの地域産業の活性化を目指した都市づくり、これは17ページです。次に、自然や歴史、レクリエーション資源を活かした地域内

外の交流による都市づくりの3点为目标として定めているものでございます。

1枚めくっていただきまして、18ページをお願いいたします。ここでは、ただいま申し上げました都市づくりの目標に沿いまして、それぞれ都市づくりの基本的な方針を示しているものでございます。個々の方針につきましては後ほどご覧をいただきたいと思います。

右側19ページに移りますが、将来の都市構造における基本的な考え方を示しているものがあります。土地利用の骨格としては、地域を一つのゾーンとして区分をいたしまして、市街地ゾーン、田園ゾーン、緑地ゾーン、海浜ゾーンの4つに区分してそれぞれ位置づけているものであります。

続いて、20ページになりますが、拠点の形成として6つの拠点を上げております。の都市拠点から地域生活拠点、産業拠点、歴史・文化拠点、健康・スポーツ・レクリエーション拠点、医療・福祉拠点と、それぞれ拠点としておのこの目標を定めているものであります。

続いて、21ページですが、市全体の交通体系の骨格を示しているものでありまして、広域交通軸、地域連絡軸、市街地骨格軸の3つの軸としてそれぞれ位置づけているものであります。

なお、下の図は、ただいま申し上げました土地利用のゾーン区分と拠点の位置や交通体系を図に表しているものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。22ページから40ページまでは、部門別の整備構想を掲げております。1点目は、土地利用の方針でありまして、ここでは土地利用の区分に応じてその目標を定めているものであります。

次は、27ページをお願いいたします。ここでは交通体系の整備方針を定めております。内容につきましては後ほどご覧をいただきたいと思います。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。公園・緑地の整備方針、次、1枚めくっていただきまして34ページでは、自然環境の保全及び都市環境形成に関する方針を記述してございます。

36ページでは、景観形成の方針であります。

続いて、1枚めくっていただきまして38ページでは、安全、安心の都市づくりに関する方針を示しておりまして、最後に40ページであります。下水道・排水施設の整備方針などの目標について記述をしているものでございます。詳細につきましては後ほどご覧になっていただきたいと思います。

これまでが、本マスタープランの全体構想であります。

次に、41ページからは地域別構想になります。41ページをお願いいたします。

3 - 1、ここでは、地域区分は、市内を3つの地域に区分いたしまして、それぞれの地域の特性を踏まえ、課題や整備方針を定めているものでございます。

41ページの下図は地域分布図でありまして、本市の土地利用や地形等の特質から検討を行ったものでございます。その区分は、中央部を市街地地域といたしまして、南側の海岸地域、さらには、これを取り囲むように広がる田園地帯と、その外側に東総台地が広がりを見せておりますので、それぞれの地域区分を市街地地域、田園・丘陵地域、海岸地域と区分をいたしまして、その課題や整備方針を示しているものでございます。

続いて、43ページから48ページは、ただいま申し上げました市街地地域の課題とその整備方針、そして、飛びまして49ページです。49ページから53ページまでは、海岸地域の課題と整備方針を示しております。そして、その次の54ページになりますが、54ページから58ページまでは、田園・丘陵地域の課題とその整備方針を記載しているものでございます。

なお、地域別の詳細につきましては、恐縮ではございますが、省略をさせていただきますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

最後に、59ページから62ページであります。ここでは第4章で都市づくりの実現に向けての取り組み方針を4点示しているものであります。59ページは、パートナーシップによる都市づくりの推進、60ページになりますが、市民参加のしくみづくり、61ページでは協働のまちづくりに向けた環境づくり、62ページになりますが、最後に都市計画制度の活用と事業の推進というこれら4点は、実現化方策のための取り組み方針を示しているものでございます。

63ページ以降は参考資料を掲載しておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

以上が都市計画マスタープランの全体概要であります。

なお、市民への周知につきましては、先ほども申し上げましたが、7月1日号の市の広報紙並びにリーフレットを区長を通じまして市内全戸に配布したい。今後につきましては、市民との合意形成が大変重要となりますので、説明会などを開催しながら多くの皆さんからご意見をいただいて、都市計画の見直し作業を進めていきたい、このように思っております。

ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

次に、もう一点、旭駅前広場の今後の整備予定についてご説明をさせていただきます。

A3の縦の図面をお付けしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

この図面は、上段が暫定計画の平面図、下段のほうが完成形を想定した図面になっております。これまで長い期間、用地交渉等の中で地権者のご協力をいただいて、今、現状のような状況になってきておりますが、なかなか市民からも方向が見えないというご意見等もいただいてきているわけでありましたが、ようやく駅前広場内の地権者がすべて移転交渉がまとまりましたので、今後いよいよ本格的に駅前広場の整備を行っていききたいと。

本年9月に千葉国体、旭市では卓球大会が予定されておりますので、できましたら、その上の図面、暫定計画平面図、これには、こういった形で暫定で整備をしていきたい。全国からはJRを利用される方もいるわけでありまして、本市に大勢の関係者が訪れることが予想されるところでありますので、これは、関係者の皆様が駅におり立ったときに第一に受ける印象が大変重要であると、このように思っておりますので、今、現状の中では、必ずしもよい状況というふうにはならないと思いますが、必要最低限の整備をしたいというふうに考えているところであります。

暫定形について若干触れさせていただきますが、広場全体を整備することが、1件の移転工事が終わらないためできません。また、夏の期間中については、夏期安全対策として道路工事等が主要地方道につきましては一たん中断される状況にありますので、七夕の段階では今の現状のままになるかと思えます。ただ、国体の開催時までには、この図面のように、暫定的ではありますが、駅前広場内を白線や防護柵等で囲いまして暫定整備をしたいということと考えております。ただ、この暫定整備でありまして、この標識がありますように、交通規制は適用されますので、あらかじめ広報紙等を通じまして、また、地元の区長さん方に説明を行いまして、この辺につきましてご説明をしていきたいと、このように思っております。最終的には、下の図のように今年度末から来年度にかけて完成形を目指して作業を進めていきたい。

また、今年の3月の補正予算で予算をいただきましたJR旭駅のトイレの改修の工事がありますが、これにつきましても、ようやく確認審査の段階までまいりましたので、国体開催までには整備を完了したい、このように考えているところでございます。

ちょっと長くなって恐縮ですが、最後に文化の杜公園について報告をさせていただきます。

文化の杜公園は、まちづくり交付金事業の基幹事業として整備を進めておりまして……、大変失礼しました。資料はございません。昨年度の予算で造成工事を完了したところでございます。本年3月定例会の際の常任委員会の現場視察の際にも若干申し上げているところでございますが、実際に広大な面積の中において、4月から5月にかけての南西の強風により

まして、近所にお住まいの住民の皆様からは、何とかしてほしいという多くのお叱りのご意見をいただいていたところでございます。

当初予算には、これらに関する予算は計上してございましたが、この間、市の内部で率直に検討する中で、なるべく少ない経費の対応はできないものかと検討してまいりました。初めは、合成樹脂で表面をコーティングするなどの工法も検討してきたわけですが、やはり多額の工事費が必要になるということの中で、また一定金額以上となると入札の手続きにかなりの時間を有するということがありますので、早期の対応ができないという判断をしたものでありまして、結果といたしまして、水まきという単純な方法であります、これが一番安価な方法であり早期の対応が可能であると、このように判断をいたしまして、この際、井戸を付けまして、また、消防団のポンプやホースを使いまして、スプリンクラーを購入させていただきまして、水まきにより防砂対策を行っているところでございます。

これらの経費につきましては、申し上げましたように、当初予算にありませんでしたので、流用させていただく中で執行させていただきましたので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課のほうから2点ご報告等をさせていただきたいと思います。資料のほう、お手元の資料をお目通しいただきたいと思います。

最初に、米の戸別所得補償の制度につきまして、状況等につきまして説明をさせていただきます。

この問題につきましては、一般質問でもございましたけれども、6月21日現在、昨日まで126名の実は現在受け付けをいただいております。パーセント的には3.06%ということで、本当に少ない人数ですけれども、徐々に上がってきております。

6月15日から18日まで市内4か所で、それぞれ夜間説明会、受け付け等を開催いたしました。4か所開催したにもかかわらず、4会場で30名の方の出席、6名の加入、そんなことで、まだまだ制度の普及がいまいちかなというふうに考えております。

今回、今、封入作業等をしておりまして、市内すべて、加入した方も含めまして4,107戸すべてに、お手元にありますような資料、具体的には、自給率向上事業で、今からでもえさ米等に、飼料用の稲、あるいはホールクロップサイレージ、国から8万円の支援がいただけますよ、あるいは米のモデル対策事業で定額の部分で1万5,000円、これがお米を作った部

分について支援が受けられます。そんなことでPRをしていきたい。

この資料、あるいは裏のほう、2ページのほうをお目通しいただきたいと思うんですけれども、2ページにつきましては、具体的に、中段のところに、仮に、水田1ヘクタールを耕作した場合に、このモデル的に加入しますと、例えば参加しますと12万9,067円の収入アップになりますよと、そんな具体的な数字を明記しまして、これらの書類を今、すべての稲作農業者の方に配布を作業中でございます。国からも、誰ひとりこの制度を知らなかったと、そういうことのないように、加入申し込みの6月30日まで農家への普及につきまして図ってまいりたい、そういうふうに考えております。

資料の4ページのほうをひとつお目通しいただきたいと思います。

4ページのところに制度資金云々書いてございますけれども、実は今回、国のほうも施策が変わりまして、お米の生産調整、いろんな今までのペナルティーは科せないという、そういうことになっております。

ただ、唯一、実は、ペナルティーということではないんですけれども、今回の戸別所得補償に入らないと実はお金が借りられない、こういうものがございます。これは、ここに書いてありますスーパーL資金、昨年まで3年間、実は5年間無利子ということで農業者の方に融資をいただいております。昨年で終了したわけですが、今年、さらにもう1年ということで、認定農業者に限りましては、個人1億円、今まで1億円借りてあってもさらに別枠で1億円という、そういうことでございます。法人3億円、これを無利子で3年間融資する。ただし、この無利子とならない事業の中に、一番下に、転作に協力しない方が主食用米の生産に必要な農地、施設、農機具を購入する場合、これは無利子とはならないと。あくまでも有利子では融資できますけれども無利子にはならない。そんなことで、特に稲作農業者で経営の規模拡大を考えている方、これにつきましては、特にこの部分につきましても制度の趣旨の徹底等を行って、6月末までになるべく多くの方に入っていただく、そういう施策を考えていきたいというふうに考えております。

あと、5ページのほうにつきまして、口蹄疫ということで、若干情報の提供ということで、お目通しいただきたいと思います。ここに書いてあります口蹄疫の症状、こういうことでございます。国内では、明治41年、平成12年に発症しまして、今回、大きな発生を見た。今回の一番の問題は、豚に感染をしているということです。豚は牛に比べますと1,000倍、そういう感染力が強いということでございます。特に、一番下に、治療方法はなしということで、人間にはうつりませんけれども、何が問題かということですが、治療方法はない。

かかると、牛、豚は食欲がなくなって、最後には死んでいくと。ということで、経済動物ですので、食べられないということになりますと、その経済動物の価値がなくなってくる。そんなことで、治療方法なし、これが気になるわけでございます。

6 ページのほうは、ちょっと古い資料で大変申し訳ありません。現在の宮崎での発生の状況が、6 月14日現在ということで示させていただいております。現在は291例ということで、6 月18日に宮崎市で発生して以来、まだここ数日は発生がないということで、若干終息に向いているのかなというふうに考えております。特にこの中でご説明させていただきたいのは、この中に、えびの市という、ここが正常化に向けまして、市一丸となって対策を講じた。それと都城市につきましても、市が中心となりまして対策を講じた。そういうことで現地から聞いております。そんなことで、出たらば埋却、これの方法しかないのかな、そんなことで資料を添付させていただきました。

7 ページのほうには、よく10キロ圏内は移動制限区域、あるいは20キロ圏内が搬出制限区域という、そういう表現でありますけれども、旭市を例にとりまして、それぞれ赤、あるいは青で10キロ、20キロをくくってみました。こういうようなことで、市内がすっぽり10キロ圏で固まる。1 つ出ますと旭市内はすべて移動制限区域に入る、そんなご理解で、ひとつ地図を参考にさせていただきました。

あと、その次のページから、8 ページから、実は県が急遽5 月28日から施行ということなことで、千葉県で2 分の1、県の家畜防疫協会が3 分の1、その他6 分の1、これは市でございます。こういうようなことで、100%支援で実は畜産農家へ消石灰の配布、こういうものを現在、今実施をしております。県が5 月28日ということで、旭市はそれよりも1 か月早い前に市内には配りましたけれども、現在、千葉県がこういうことで動いているということでご理解いただきたいと思います。

現在、旭市には牛が63戸、豚が67戸、こういう農家がいるわけですが、それぞれ消石灰、現在、この事業を使いまして1 万2,265袋、20キロ換算ですけれども、これを実は配布すべく今動いております。現在、最初に配りまして、県から粉が来てしまったわけですが、一部、粉が来ますと、この粉が飛んでキャベツにかかったり、葉物にいつて被害があると、そんなことで、今、県には、粒状、粒で消石灰についてはなるべくいただきたい、そんなことで今動いております。そんなことで、消毒につきまして徹底を図るべく現在進めております。特にここは旭農高も畜産を飼っているということで、旭農につきましても防除の徹底をお願いしてございます。

気になりますのが、こういう病気の中で、正常国でありますアメリカ、あるいはオーストラリア、こういう所から食肉輸出の拡大要望が国には来ている。そんなことで、1つ情報として提供させていただきたいと思います。

以上で資料に基づきます説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、建設課ですけれども、資料はございませんが、事業の進捗状況について説明いたします。

飯岡海上連絡道の三川蛇園線整備事業と蛇園南地区流末排水整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についての説明を行います。

現在、飯岡海上連絡道については境界立ち会いを行っておりまして、終了次第、詳細設計に入りまして、用地買収に向けての諸手続きに入る予定でございます。

また、蛇園の流末排水については、工事着手に向けて詳細設計を行っており、下流部海側より工事を行う予定であります。

また、懸案事項でありました南堀之内バイパス事業については、地権者の同意が得られましたので、税の控除を受けるため、市道の路線認定を9月議会に上程し、承認された後に税務署と事前協議を行い、用地買収に入る予定であります。

以上です。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから所管事業につきましてご報告いたします。政務報告で申し上げた部分もございますので、補足して報告したいと思います。

まず最初に、プレミアム付き共通商品券、この事業について申し上げます。

旭市商業の振興と活性化を図ることを目的に、旭市商業振興連合会が、来月ですが、7月4日の日曜日、5日月曜日に販売いたします。今回は、消費刺激と利用者の利便を考慮し、使用期限を1年といたしました。販売は、市内全域を対象に、特設販売所5か所で1万2,000セット、額面総額1億3,200万円となっています。広く市民の方々に購入いただけるよう、昨年11月販売に続き、購入票での販売となっています。今回は1人5セットまでで、1家族上限20セットというようになっています。これに伴います共通商品券取り扱いの加盟店でございますが、市内全域で552店舗となっております。

続きまして、ふるさと産品ショップ運営事業について準備状況をご説明いたしたいと思っております。

雇用の創出と中心市街地活性化対策として、市では新たにふるさと雇用再生特別基金事業を利用して、市の特産品等を広く市内外に紹介する地元発信型アンテナショップ、お店の名前ですが、ふるさと産品ショップ駅前市場「おあがん旭」というふうにしました。旭市商工会へ業務委託し、旭駅隣の三川屋本店ビル2階にオープンいたします。オープンは、来る6月30日水曜日を予定しており、広報あさひ6月15日号で案内するとともに、6月28日の朝刊にチラシを折り込みいたします。雇用する人数ですが、4人で、営業時間は午前10時から午後6時まで、営業日は、年末年始を除き無休となっています。また、商品の販売方法は、委託販売としています。駅前という立地を生かし、運営に努めていきたいと考えております。出店いただく事業者ですが、6月21日現在、商業者で22店、農業者で9店、その他3店、合計34店となっています。引き続き商工業者、農業者等のご協力をいただきながら、食の郷旭にふさわしい品ぞろえを進め、市内外にPRしてまいりたいと考えております。

また、これから夏期観光シーズンに入りますが、夏期の観光イベント等につきましては、市長の政務報告のほうでご案内したとおりでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） それでは、所管事項の報告でございましたが、何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

高橋委員。

- 委員（高橋利彦） じゃ、二・三点お尋ねします。

まず、このマスタープランが示されましたが、これはマスタープランにかかわらず、いろいろ計画書が出されますね。これは、だいたいよその市町村とそんなに変わらず、みんな金太郎あめのような感じがするんですよ。そんな中で、これを作るのにどのぐらいかかっているのかお尋ねをします。

それからあと、駅前広場の整備の件ですか、駅前広場、旭市の顔ということで整備が始まったわけですが、逆に、前より旭市の顔、もう旭市の顔というより旭市の恥というようなことになっちゃうと思うんです。結局、駅前のあのかなり広い部分があります。あれは私有地だということですが、砂利を敷いて草ぼうぼうなんですよ。そうすると、あそこへおり立った人が、いや、何だと思ってしまうんです。そんな中で、やはり地権者とのいろんな問題もあると思いますが、市と地権者、話し合いをした中で、もう少し、旭市の顔となるようなことをどういうふう考えているのか。

それからあともう1点、アンテナショップですか、駅前の三川屋の2階という話ですが、

これは商工会のほうにお願いした中であの場所に決まったということですが、駐車場を含めてなぜあそこに決まったのか。今、車社会の中で、車を置く場所がほとんどないと思うんです。ですから、その辺を含め、お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課のほうから2点のご質問についてお答えをいたします。

まず、都市マスタープラン、他の市町村とそんなに変わらないんじゃないかと、業者委託というものの中でという話がありましたが、これまで平成19年度から3か年という、先ほど申し上げましたが、この中には、策定委員会というものを開催する中で、この市民の意見をいただいてきたということがあります。先ほど申し上げましたように、その3つの区分ゾーニングをしたというのが旭市のマスタープランの特徴であるかな、そのように思っております。ご質問につきましては、どのぐらいかかっているのかということで、一応3か年間でやっとでき上がってきたということで理解をしております。

それから、駅前広場、旭市の顔として始まったという中で、事業期間が10年以上かかっている中で、だいぶさま変わりをきて、結果として土地の所有者と上物の所有者が違っていたとかいろんな状況の中で、前の関係課長等も地権者との交渉の中で、できればここにとどまっていたきたいという話は再三申し上げてきたんですが、その世代交代だとかいろんなこともある中で、なかなかとどまっていただけの状況じゃなかったと。結果としては、今、駐車場になっている状況がありますので、これらにつきましても、今後、直接的には、私有地でありますので、市のほうで強制的にできるものではないんですけれども、何らかの機会をとらえる中でお話をしていければなど。

また、今、現状でまだ残っている建物はございますけれども、そちらの方については、基本的には、現状の所で改築をしてご商売をされるという話を聞いております。ですから、その辺も含めて、その駅前地域で公共空間というのが非常に少ないものですから、そういった中で、これからどのようにできるかというのは市の内部でも検討していきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、アンテナショップの場所ですけれども、駐車場がないような場所でなぜあの場所なのかというご質問ですが、実は去年辺りから場所につきましてはいろいろ模索してございまして、この事業の目的の一つであります中心市街地の活性化

ということから、市街地の中でふさわしいお店がないかということで探していたわけでございます。それとこの事業自体が、もう一つのその一番もとである雇用の創出というようなことへの支出というようなことから、店舗等にいわゆる工事費ですとか備品等の購入がそんなに大きく使えないというようなこともありまして、その店舗を探すのに非常に制約があったということの中から、あの場所がそんなに大きく改装等をしないで使えるというようなことで、正直言って苦肉の策、２階というようなことで非常に立地条件もどうなのかと、お年寄りが来たときに２階まで上げるのか等々の声もいただいています。いずれにしても、そういうことも逆にウイークポイントだということできっかりと受け止めまして、今後、あらゆる機会を通じてPR等をしていきたいということで考えています。

駐車場につきましては、少ないながら駅前の駐車場を今のところ３台確保しています。利用状況ですとかお客様の状況に応じましてまた増やしていくとかまた考えたいと思いますし、イベントのとき等は、商工会の北側の元扇屋のジャスコの跡地ですか、あの辺も押さえてやっていきたいなというふうに考えていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 都市整備課長、３年かかって幾らというのは、金額が幾らかかったのか。

それから、果たして駐車場３台くらいで足りるんですかね。私、この前、聞いたんですけども、ミヤスズの駐車場を使えば怒られちゃうんじゃないかという話、それは相乗効果があっていいだろうと冗談を言っていましたけれども、今の３台の確保ではちょっと大変だと思うんです。それから、果たして今、あそこをみんなが中心市街地として見るのか、その辺だと思うんですけれども。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 大変失礼いたしました。どのぐらいというのは期間というふうに答えてしまいまして、申し訳ございませんでした。

金額につきましては、委託料を計上して債務負担行為を３年組んでおりまして、今回、３月補正予算で一部終わらなかったということで、繰越明許費のほうを設定させていただいています。トータルの金額は変わっておりませんので、トータル金額は２,７４２万６,０００円でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 俗に言うお役所仕事かもしれませんが、計画は立派なんですよ、確かにね。これにかかわらずすべて計画は立派。ここに果たしてそんなにかける必要はあるのか。それなら市の職員で、もっと実態に即した実のある計画、これはコピー刷りでもいいと思うんですよ。と私は思いますので、これは、副市長、これからやっぱり税金を使う中でその辺を十分に検討してもらいたいと思いますよ。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今、マスタープランの話がここへ出ていますけれども、この都市計画マスタープランと、過日、一般質問等で出ておりました都市計画区域の見直し、その辺の兼ね合いはどうなるのかということ。

それと、建設課長、海上飯岡連絡道と蛇園南地区の排水の関係、ある程度進んでいるという話は、今報告のとおりでございますけれども、一部、土地改良事業との兼ね合いがあるかと思っておりますけれども、土地改良事業はかなり今の現状で進んでいるという状況でない、遅れているというか、むしろ遅れている状況じゃないのかなと、当初計画は思いましたが、遅れている状況でないのかなと思っておりますけれども、その辺の兼ね合い、そのときに土地改良事業が進められているときに、その用地等、道路の幅員の確保のための用地はどのような、その土地改良事業の共同減歩等によるものなのか、新たなそれは拡張用地は取得するのか、その辺、どうなんですか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市計画区域の見直しとの関係はどうなのかというご質問がございました。これは、本日傍聴をいただいております飯嶋議員のご質問にもお答えしたんですが、現行の市の総合計画の中で土地利用の目標が掲げられております。新市において新たな都市計画を定めという形の中で、均衡あるまちづくりを進めるということ、これを受けて都市計画マスタープランの策定作業に入っているというふうに考えております。

ですから、この中では、この都市マスタープランそのものが、新市の全域、現行の旭市の全域をとらえた中で、これを都市計画としてどのような形で進めていくかという基本的な方針を示しているものでありまして、これができたから必ずこうだということではなくて、あくまでも課題と整備方針の中でこれをどのような形で位置づけていくかという、先ほど申し上げましたような、住民との合意形成が大事であると、このように考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の委員からご質問がありました海上地区の排水等と土地改良事業の関係でございます。現在、飯岡西部地区、遅れているということはありませんで、実は今、一般質問にありましたように、同意取得に向けて着々と進んでおります。現在の同意率、きょうの朝で94%ということです。県から言われているのは、なるべく98%に近づけてこいよということで、ただ、大口の今まで同意いただけない方も、昨日辺り、条件は一・二ありますけれども、ほぼ土地改良事業には賛成するよという声も聞こえてきております。そういうようなことで、当初の予定どおり、今年、予算もついておりますので、今年の事業承認いただけるように、本日も実は市長が県の担当、耕地課のほうへ行って、事業推進につきましてちょっと協議をしてくる、そんなことで今進めております。

あと排水の問題等につきましても、副市長のほうから、他のいろんな事業、排水の問題、あるいは非農用地から出るまたその排水の問題、それぞれ連携してというようなことで、いろんな事業計画に基づいて、建設課、あるいは教育委員会の庶務課と連携して、後で排水路の幅が小さくないような、そんな形で、今、計画を連携をとって進めているところでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 用地をどう確保するのか。それは多分建設課のほうになると思うんだけど。連絡道にすると新たなものになるわけですね。その辺の用地をどこで確保するのか。例えば耕地整理のほうで確保するのか、新たな買収をするのか、その辺。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 土地改良事業等につきましては、あくまでも土地改良事業という名目がございます。その中で道路、水路は整備しますけれども、そこ以外から来る部分、例えば道路が広くなるとか水路が広がる。それはアロケーをしまして、負担割合ですか、しまして、担当課のほうと協議しながら、場合によっては用地を生み出す、そんな形で今進めております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、都市計画区域の見直して、説明は年度内、あるいは今年度中、あるいは年度内にやるということは、この説明をするということですか。区域の見直しに対

する説明をするということになるのか、その辺、もう一度お願いしたいと思います。

それと、今、用地は別だと。土地改良事業から減歩して、通常、何か道路なんかやるとき、共同減歩というのをよくやるんですけれども、そしていろいろなその関係で事業費を捻出するとかということ。その辺じゃなくして、全く予定地に買収に入っちゃうということなんでしょうか、その辺は。そうでなくして、土地改良の中で減歩をしたものを買い上げてそれに充てるといふんじゃなくして、その場所を最初から用地として取得するということがいいのか、その辺は。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 住民の説明会という中で、都市計画のこれをどのような形で進めていくかというお話だというふうに理解しました。基本的には、このマスタープランそのものが、市内全域を都市計画区域ということ視野に入れて作られているというふうに理解をしています。そういった中で、先ほど申しましたように、あくまでもこれは基本的な方針でありまして、必ず都市計画区域にしなきゃいけないということではありません。

それは、やはり旧旭市と旧3町と、これが長い歴史の中でそこに住まわれている方が今日まで来ているわけでありますので、その生活体系であったり道路状況であったりインフラですね、こういったものがだいぶ違うわけですね。そういった中で、これを新しい市として、都市計画としてそこに当てはめていくとなったときには、いろんなことが出てきます。

本会議でも答弁で申し上げましたが、一番やはり大きいのは、建築基準法の適用を受けることになると。今申し上げましたように、それは長い歴史の中でのそのインフラというものは、やはりそれぞれの地域で行われてきているわけでありますので、また、私のほうでも、最近、私どもと同じように合併をした市や町の状況もいろいろ聞いております。やはりそれには、長い歴史という、30年、50年という、あるいは100年という経緯もありましょうけれども、そういった中で、やはり道路の条件というのは、それぞれの市や町で進めてきたもの、排水の条件というのは違いますので、それらを、これから都市計画区域を定めていったとしても、これがあしたからなるということは全くありません。

やはりこれも何十年とかかかっていくことだというふうに思いますので、その辺、その建築動態、それからインフラの状況、こういったものをこれから時間をかけて地域別に、あるいは行政区ごとに調べていきまして、そちらのほうに直接区長さんを通じてご説明会を設けていって、この地域でどのようなことに対しての問題があるのか、このままでいいんだろうかということ、山間地域もありますし台地もあるわけですので、これはいろんな条件がありま

すので、その辺について地区別に説明会を開催していったら、そういったものの中で、こういった方向性を見出していかというのをこれから検討したいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、先ほどちょっと説明不足で、大変申し訳ありません。

土地改良事業に伴います、例えば土地改良事業以外というんですかね、例えば土地改良事業であればこれだけの水路でいい、あるいは道路でいい、だけれども、いろんなことを、上のほうの排水からいろいろ考えると水路が大きくなきゃしょうがないとか、それは、先ほど言いましたアロケーの部分で案分しましょうよと。農林の部分はここだけ、広がった部分については、逆に土地改良の受益者が負担するようではこれは困るということで、あくまでもその部分については、場合によっては、その事業主体の建設課のほうで予算を持っていたら土地を購入していただく場合もあります。

ただ、土地改良事業は、ご承知のように、国が50%、県が30%、市が10%、受益者が10%になっております。そういう大きな水路につきましては、生活環境というんですかね、そういう部分で、地元の農業者の負担がないというようなことで、場合によっては市が20%負担している事例もございます。そのほうが、実は国・県から8割の補助がいただけるということで、また事業上有利な場合もあります。

そんなことで、受益農業者の負担にならないような形で、連携をとって一番いい事業を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） マスタープランの関係でこれはこれからどんどん進めていくということだろうと思います。ただ、これが必ず都市計画の区域の見直しになるということではないということで、そういう理解はされたわけでございますけれどもね。

例えば、過日、下水道、下水道じゃない、何でしたっけ、下水道関係の、下水道課のほうでやりましたよね、見直し、全域。ああいったものもこれと同じだと思うんですよね、早い話が。将来やるかやらないか分からない中で、何年か後のやつをこう見直しするわけですから。例えばこれ、旧3町にこう説明するということになって、これが受け入れられなかった場合、これは何もならなくなっちゃうんじゃないかなと思うんですよ。何もならなくなっちゃうと言うと、これはあまり語弊なことになるかと思いますがけれども。

例えばそういうことの中で、やはりそういったものは周到な計画を持ってやっていただけ

ればなと思うんです。二千何十万円もこれはかけてあるわけですよ。それは全域のものなんですから当然そういう形だろうと思いますけれども、ある程度そういう形でやはり準備をよくやって、庁内の中で、いろんな中でやってもらいたい。策定委員会等をかけたわけでございますけれども、やはり十分そういったものを、ここまでできたものがどうのこうのじゃないですけれども、これから将来もっとまちづくりなんていうのはどんどん進むことが考えられますので、そういうことということをちょっとお願いしておきたいなと思います。

それと、今、私は、その負担とかそういったもの、受益者負担をかけたとかかけないとかということではなくして、例えば、そういった、極端な話、水路等はそれでいいかもしれないですが、道路が一部入りますね、連絡道。区域内に入っていますよね。どのくらいの面積になるのか分かりませんが、そういったものの用地をどのような確保をするのかということなんです。例えば整理において、先ほど言いました共同減歩をした中で、そこからそれに充当した金額を事業費に捻出するために、そうすれば受益者の負担が軽くなったり何か方法がありますので、例えば中学の問題はそうでしょう。そういう形の中で、受益者負担を軽くしようということをやれば、また、もっとその賛成者も多くなる。そういうことをやるのか、それとも全く違う形でそこを買収しちゃうのか、そのどちらかなんだということを聞きたいのですけれども。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、大変、ちょっと説明が不足ですね。

現在、土地改良事業の中では、それを生み出すということで考えております。個々に買収に入っちゃいますと、今度、その所有者の方が違った形で土地改良事業云々、そんなことで、皆さんの同意を得て土地改良事業で生み出すと、そういうご理解で進んでおります。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） では、高橋委員、その前に10分ほど休憩いたします。

11時20分開催いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 時間の関係がありますので、簡単に質問します。

都市計画区域の設定について、今でも、旧旭市でもいろいろあると思いますが、そういう中で、この都市計画区域の設定はいつごろするのか、それに伴う課税はいつごろするのかお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） まず、2点のご質問であります。1点目、都市計画区域の見直しはいつごろかというご質問であります。本会議でもご答弁しておりますが、農林サイドとの調整というのは、かなりこれは時間がかかるだろうと、1年内外かかるんじゃないかと私は思っています。そういった中で、その農林サイドとの一定のある程度調整ができませんと、やはり住民の皆様に対して直接入っていくことが、果たして、かなり危険もあるんじゃないかと、私なりに個人的には思っています。

それと、先ほど申しましたように、各地域の長い歴史の中でのインフラの状況という部分をしっかりと調べなければいけない。そうしますと、先ほど日下委員のご質問にもお答えしましたが、やはりその地域に入っていくわけにはいきませんので、基本的にはしっかりとその現状をとらえた中で、また、先ほど申しましたように、県内にはその都市計画区域と、都市計画区域を持っていない合併というのは多々ありますので、そういったところとも……

○委員長（滑川公英） すみません、簡単をお願いします。

○都市整備課長（伊藤恒男） 分かりました。

ですから、もう2年程度は最低でも必要かなと考えております。

それから、税につきましてですけれども、税につきましては、これは都市計画事業に充てるということはあるけれども、税を取る取らないというのは私の所管ではございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（滑川公英） いいですか。

そのほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） では、特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

- 委員長（滑川公英） 次に、陳情の審査を行います。

農水産課以外は退室してください。どうもご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。そのまま、自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 23 分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 15 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第 9 号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情、陳情第 10 号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こす E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める陳情の 2 件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、陳情第 9 号について、農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、お米の関係につきまして、若干、農水産課から情報の提供というような部分になるかと思えますけれども、発言をさせていただきます。

先ほど米の所得補償で国が 1 万 5,000 円出すという、10 アール当たり、ここの積算の金額、これが今回の政府の買い入れ価格、米価の回復、これにも若干影響するのかな。実は国が 1 万 5,000 円という根拠が、算定の単価としまして、標準的な生産に要する費用 1 俵当たり、これを実は現在 1 万 3,703 円、これで国は算定をしております。これは家族労働費、これを過去 7 年の計算の中で 8 割を見た。そういうふうなことで、お米を 1 俵作るのには 1 万 3,703 円かかりますよと。国の中での標準的な販売価格、実はこれは国は 1 万 1,978 円ということで、実はお米の売った金額よりも生産する費用のほうが上回っている、そんな算式になるかと思えます。この算式の差額が 1 俵当たり 1,725 円、言い換えれば 1,725 円の赤字という、そういう単価でございます。そんなことで、1,725 円、1 俵、これを実は国は平均反収 530 キ

口として見ております。そうしますと、10アール当たり1万5,238円、これをならしめて10アール当たり1万5,000円、これが実は1反当たりにしますと、国は、直接お米を生産する費用に比べまして販売価格が少ない、そんなことで今試算をしているわけであります。

そんなことで、今回1万2,900円というようなことで国が買い上げた部分、これが実は米価の低迷につながっている、そういう議論もあるわけですが、国としましては、この低迷した部分については、ご承知のお米の所得補償、この中でさらに1万5,000円出しますけれども、さらに1万2,000円、これを下回った場合にはさらに追加で所得補償をする、そういうことで言い切っております。

最後に下のほうに、新政権のマニフェスト、3万トンの備蓄を回転備蓄方式から棚上げ備蓄方式、言いかえれば、毎年備蓄をした米を主食用に販売しまして、その分を新米を買い上げる方式、これから棚上げ方式というようなことで、一定量の在庫を更新するために、売買を行わず継続的に保有する方式、こういうことというようなことで、回転備蓄方式、棚上げ方式、こういう、逆になっております。

今、非常に米価の値段、国がこういう手厚い戸別所得補償をするというようなことで、一般的にはお米がこれから下がりつつあるんじゃないかな、そんなこともささやかれております。ただ、国のほうからは、これ以上の国は備蓄米の買い入れを行う、こういうことはしないと、そういう情報をいただいております。

ちょっと説明になるかどうか分かりません。以上で説明を終わります。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

いいですか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、続いて、陳情第10号について、農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 陳情の部分につきまして、EPA、経済連携協定、あるいはFTA、自由貿易協定、この件の陳情でございます。

ご承知のように、食料の自給率、日本が現在41%、隣の韓国は46%、こういうような状況でありますけれども、フランス122%、アメリカ128%、カナダ145%、オーストラリアについては237%、先進国の中で日本が非常に自給率が低い、こんなことで陳情をいただいたか

と思います。

ただ、今の流れとしましては、どうしても経済のいろんな摩擦の関係、そんなことで、農林水産省としましては、米の所得補償にありますように、いろいろ国同士の話し合いは進めていく。ただ、その中で、自国の農家を直接支払いによって支援していく、これが実はＥＵ、あるいはアメリカなどでも主流になってきております。農家１戸当たりの直接支払いを比較しますと、ＥＵが87万円、アメリカが89万円、日本が24万円、そんなことで、こういう問題につきましても、今、農林水産省の中では、農業者を守る、そんなことで、直接支払い、その部分につきまして制度を移行していく、そんなことで聞いております。

そんなことで、旭市につきましては、所得補償、これを大きく期待しながら適切に農業者のほうの指導をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

それでは、第10号の審査をお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） この陳情の内容をまだちょっと理解できない部分があるんですけども、例えば旭市は所得補償を重点に進めていくと。そうしますと、これとは若干違ってくるということになっちゃうんですか、この辺の内容。

それと、先ほど、ちょっとひっくり返しちゃって申し訳ないですけども、9号に関して、戸別補償制度が取り入れられると、これがどんどん、例えば加入率が少ないからいろいろ考えられることができるでしょうけれども、例えば加入率が高くなればこういったものもあまり考えなくてもよいということになっちゃうんですか、その辺。ちょっとその辺、簡単に。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 国のほうでは今まで、お米が余れば国が管理して買い上げする、そういうことで市場を安定させるという意味があったということで聞いておりますけれども、本年につきましては所得補償が入ってきた。そんなことで、この所得補償の部分で農業者の方の補償をする。そういうことで、これからは備蓄米の買い上げ、これは当面考えていないということで情報はいただいています。

ただ、お米の業界ですと、所得補償が農業者に入るでしょう、そういう期待感でお米が安くというようなことで、そういう懸念が今、業界では若干出ているということで聞いております。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 参考のために、今、日本の国内の生産量、それから消費量、それから備蓄米はどのぐらいあるのか、分かればお聞きしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、国全体の数字はちょっと持っていないくて申し訳ありません。ただ、千葉県の中では、千葉県人が食べる米は千葉県では不足している、そういうことでよく言われていることであります。

ちょっと回答にならなくて申し訳ありません。

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 39 分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

初めに、陳情第9号についてご意見がありましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作） これは非常に今大事な問題と思いますので、まだまだ我々も勉強不足の面もございますので、もうちょっとよく考えながら皆さんで意見を統一したいということで、継続ということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。継続審査ということで。

○委員長（滑川公英） いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） では続いて、陳情第10号についてのご意見がありましたらお願いいた

します。

嶋田委員。

- 委員（嶋田哲純） 今、平野忠作委員が言ったように、まだまだいろいろ研究しなければならないことがありますので、私もこの件はやはり継続ということをお願いしたいと思います。
- 委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

陳情の採決

- 委員長（滑川公英） では次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第9号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情について、どういたしましょう。

（「継続」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 継続でいいですか。じゃ、全員継続審査、はい。

では、陳情第9号は継続といたします。

継続という方が全員です。閉会中の継続審査とするということによって、閉会中の継続審査と決しました。よろしくお願いいたします。

陳情第10号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情について採択いたします。

（「継続」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 全員継続ということですよ。

よって、閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、陳情第10号は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございます。

委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 43 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英